

令和7年度

# 千葉県医療機器等開発支援事業 公募説明会



千葉県商工労働部産業振興課 ライフサイエンス産業振興室

電話 : 043-223-2778

E-mail : [sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp)

# はじめに

---

- 質問は画面下のQ & Aから（説明終了後、順番に回答します）
- 説明資料・質疑応答の内容は後日、県ホームページで公開予定

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/kenkou/kobo/hojokin3.html>



# 本日の内容

---

- 1 公募の概要
- 2 補助対象経費について
- 3 応募書類について
- 4 オンラインによる申請について
- 5 質疑応答

# 1 公募の概要

## ▶ 補助対象事業

令和7年度千葉県医療機器等開発支援補助事業 募集要領より

種類	補助対象事業	補助率	補助限度額	補助対象期間
研究・製品 開発補助	<b>製造販売業者等と連携</b> した健康医療ものづくり製品 (医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器 等)の研究・製品開発	2/3以内	1,000万円	2年以内 ※交付決定は単年度 ごとに実施
試験・承認 補助	健康医療ものづくり製品の臨床使用、性能評価、 薬事審査及び承認・認証	2/3以内	100万円	1年以内

## ▶ 補助事業期間

交付決定の日から

令和8年(2025年)2月末日まで

## ▶ 補助対象者

主たる事業の実施地が千葉県内である中小企業者

### 製造販売業者等

- ・医療機器製造販売業者
- ・体外診断用医薬品製造販売業者(医薬品製造販売業者、  
医薬部外品製造販売業者、化粧品製造販売業者)
- ・高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者
- ・管理医療機器の販売業者又は貸与業者
- ・福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売業者
- ・介護予防福祉用具貸与業者、特定介護予防福祉用具販売業者

# 補足 1 製造販売業者等との連携：研究・製品開発補助

---

## 当事業の要件

県内の中小企業者が**製造販売業者等と連携**して健康医療ものづくり製品の上市を目的とした開発に取り組む事業であること

→開発する機器を販売できる資格を持った製造販売業者等との連携が必要

- 「医療機器」を開発する場合、「医療機器製造業」のみでは販売できないため
- 自社で製造販売業者の資格を保有している場合は連携不要

## 補足2 2年目の申請：研究・製品開発補助

---

- 同じ内容で2年まで連続して申請可能
- 2年目の補助限度額は1年目の補助金交付決定額と同額以下かつ、2年間の合計で1,000万円まで  
例 ○：1年目600万円、2年目400万円  
×：1年目300万円、2年目700万円（2年目は300万円まで○）
- 経費は年度ごとに使用する必要あり
- **今年度の採択が次年度の補助を確約するものではない**

# 応募期間・応募方法

## ➤ 応募期間

令和7年4月1日（火曜日）～令和7年4月18日（金曜日）  
午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く）

## ➤ 応募方法・提出部数

- ・持参または郵送（郵送の場合は期間内必着）

正本1部、副本7部（副本は複写可） ※一部の書類は、別途電子データを提出

- ・オンラインによる申請（**ちば電子申請サービス**による申請）

正本1部（電子データでの提出）

※**電子メールのみの提出はオンラインによる申請とは認められない**ので注意

# 審査方法

---

- 受理した申請書を2段階に分けて選定
  - ① 1次審査：書類審査
  - ② 2次審査：審査委員会によるプレゼンテーション形式の審査（対面）
  
- 2次審査：応募内容の説明に加え、審査委員からの質疑に回答  
5月末・千葉県庁周辺で開催予定
  
- 以下の項目について審査を実施  
業容審査・事業実施の妥当性（新規性、独創性、基礎研究の成果） ・  
市場性・地域性・将来性（事業化の実現見込み） ・実施体制及び実施能力

# 全体スケジュール（予定）

令和7年4月 1日（火）午前9時	応募開始
令和7年4月18日（金）午後5時	応募締め切り
令和7年4月下旬 ~ 5月上旬	1次審査（書類審査）
令和7年5月上旬	書類審査結果通知
令和7年5月下旬	2次審査（審査委員会）
令和7年6月上旬	採択結果通知（交付決定）
交付決定日 ~ 令和8年2月末	事業実施（令和7年11月~12月頃 中間検査を実施）
令和8年3月上旬	実績報告・完了時検査
令和8年3月 ~ 5月	補助金の交付

## 2 補助対象経費について

補助事業の区分	補助対象経費
共通	<ul style="list-style-type: none"><li>• 委託・外注加工費</li><li>• 専門家謝金・旅費</li><li>• 事務費</li><li>• その他知事が特に必要と認める経費</li></ul>
研究・製品開発補助のみ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原材料・消耗品費</li><li>• 機械装置・工具器具費</li><li>• 賃金（<b>短期的なアルバイトに限る</b>）</li><li>• 産業財産権等関連経費</li></ul>
試験・承認補助のみ	PMDA審査等による相談料及び医療機器承認審査に係る審査手数料

## 2 補助対象経費について：全般

経費の区分	注意事項
委託・外注加工費	<p><b>【委託費】</b> 検査や市場調査を外部の機関に委託する際に支払われる経費 例) 大学等へ支払う共同研究費、顧客ニーズ調査費、検査・実験・研究委託 <b>※原則として、金額に関わらず相見積もりを徴すること（2社以上）</b></p> <p><b>【外注加工費】</b> 加工・設計及び検査等を外注する際に、当該外注先へ支払う経費 <b>※仕様書や設計図等により、特注であることを明示する必要あり</b></p>
専門家謝金・旅費	<p>専門的知識・技術及び技能等を有したものに依頼し、研究開発等に係る試作、改良、デザイン等の改善、求評や市場調査事業に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼及びそれに付随して発生する旅費 <b>※旅費は原則普通料金のみが補助対象。</b> マイレージ等ポイント還元は受領及び使用不可。</p>

## 2 補助対象経費について：全般

経費の区分	注意事項
<b>事務費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議費</li><li>・ 会場借料</li><li>・ 通信運搬費</li><li>・ 印刷製本費</li><li>・ 資料購入費</li></ul>	<p><b>【会議費】</b> 会議等を開催する場合のお茶代</p> <p><b>【会場借料】</b> 会議等を開催する場合の会場費</p> <p><b>【通信運搬費】</b> 事業遂行に必要な郵送代・運送代</p> <p><b>【印刷製本費】</b> 会議の資料、報告書等の印刷費</p> <p><b>【資料購入費】</b> 業務遂行に必要な図書、参考文献、資料等の購入費 ※購入した図書、参考文献、資料等は本事業で購入した旨が確認できる状態で保管すること</p>
<b>その他知事が特に必要と認める経費</b>	業務遂行に必要な業務に係る経費であり、上記経費区分に該当しない経費 <b>※計上にあたっては、事前に千葉県産業振興課と協議が必要</b>

## 2 補助対象経費について：研究・製品開発補助のみ

経費の区分	注意事項
<b>原材料費・消耗品費</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究開発に直接使用する<b>原材料、副材料</b>の購入に要する費用</li><li>・ 研究開発のために必要な<b>機械装置</b>または自社で機械装置を製作する場合の部品等（<b>取得価格20万円未満／件</b>）</li></ul> 例) 各種金属・樹脂材料、試作開発に要する試薬 等 <b>※補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外</b>
<b>機械装置・工具器具費</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究開発のために必要な<b>機械装置</b>または自社で機械装置を製作する場合の部品等の購入に要する経費（<b>取得価格20万円以上／件</b>）</li><li>・ 機械装置の試作、改良、据付、リース及びレンタル、保守、修繕に要する経費</li></ul> 例) 3Dプリンター、試作金型、クラウド利用費（他事業と共同するものを除く） 等 <b>※量産用及び開発目的以外の機械設備は対象外</b>

## 2 補助対象経費について：研究・製品開発補助のみ

経費の区分	注意事項
<b>産業財産権等関連経費</b>	<p>本補助事業により産み出されたまたは本補助事業の実施及び事業終了後の事業化に必要となる<b>特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）</b>の取得に要する経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料）</li><li>・外国の特許庁に納付する出願及び優先権主張手数料</li><li>・先行技術の調査に係る費用</li><li>・国際調査手数料 （調査、送付、追加、文献の翻訳及び写しの請求に係る手数料）</li><li>・国際予備審査手数料 （審査、取扱、追加、文献の翻訳及び写しの請求等に係る手数料）</li></ul> <p><b>※弁理士への成功謝金や日本の特許庁へ支払う費用（印紙代等）は対象外</b> <b>※事業完了までに出願手続き及び費用の支払が完了しているもののみが対象</b></p>
<b>賃金（短期的なアルバイトに限る）</b>	<p>事業遂行に必要な業務・事務を補助するために<b>新たに雇い入れた者</b>に支払われる経費</p> <p>※補助事業以外の業務にも従事している従業員については、補助事業と補助事業以外の区別を明確にしてください。給与支払いも別にする必要があります。</p>

## 2 補助対象経費について：試験・承認補助のみ

経費の区分	注意事項
<b>PMDA審査等による相談及び医療機器承認審査に係る審査手数料</b>	PMDA審査等による <b>相談料</b> 及び医療機器承認審査（認証）に係る <b>審査手数料</b> ※承認後に発生した経費、海外における審査手数料は補助対象外

# 補助対象経費に関する注意事項

---

- 交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外
- 補助対象の確認が可能で当補助事業の対象として明確に区分できるものに限る
- 一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な経費は対象外
- 補助対象経費全体の**概ね2 / 3以上**が委託費や外注加工費、専門家謝金に係る費用で占められ、かつ補助事業の中で自社が果たす役割が不明確な申請は不可
- 機械器具等の購入、営利販売のための原材料仕入れ等を目的とした申請は不可
- 補助金で購入した機械装置や、製作した試作品を営利販売することはできない
- 消費税、銀行への振込手数料、日本の特許庁へ支払う手数料等は対象外

# 3 応募書類について

## 応募書類

**※ 1 と 3 については、持参又は郵送による申請の場合でも電子データが必要**

## 要 電子データ

1. 千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書（第1号様式）  
補助事業計画書（別紙1）  
補助事業内容説明書（別紙2）  
補助事業内容補足資料（様式自由、任意）  
株主等一覧表（別紙3）
2. 誓約書（第2号様式）
3. 役員等名簿（第3号様式）
4. 会社の登記簿謄本（全部事項証明書）（令和7年1月1日以降発行のもの）  
※個人事業主の場合は、開業届の写し（個人番号はマスキングしてください）
5. 会社の定款の写し又は規約（個人事業主の場合は不要）
6. 過去2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）  
※個人事業主の場合は、税務申告書（青色申告決算書：P1損益計算書、P2内訳、P4貸借対照表）
7. 製造販売業者等の資格を証する書類の写し【該当する場合】
8. 会社案内、製品等のパンフレット

## 要 電子データ

# 応募書類の様式の入手方法

---

千葉県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/kenkou/kobo/hojokin3.html>



# 応募書類の記載方法

- 応募書類の作成の際は、必ず千葉県ホームページに掲載された記載例を確認
- 以下、記載方法がわかりにくい経費の部分を中心に説明

<b>補助事業に要する経費</b>	事業に係るすべての経費（税込）
<b>補助対象経費</b>	補助事業に要する経費から消費税等を除いたもの（税抜）
<b>補助金交付申請額</b>	補助対象経費に $2 / 3$ を乗じた金額から1,000円未満を切り捨てた金額

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書

年度において、下記のとおり千葉県医療機器等開発事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助金交付申請額	円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙「補助事業計画書」のとおり

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 補助事業内容説明書（別紙2）
- (3) 補助金交付先企業等の株主等一覧表（別紙3）
- (4) 補助金交付先企業等の誓約書（第2号様式）
- (5) 役員等名簿（第3号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書面

注：用紙はA4とし、1枚にまとめること。  
また、左は15mm以上空けること。

別紙1

補助事業計画書

補助事業名					
事業の種類 [いずれかに丸印]	1. 研究・製品開発補助事業 2. 臨床試用、性能評価、薬事審査、承認補助事業				
申請者	商号又は名称				
	代表者				
	所在地		電話		
	主担当者		電話		
	法人格	有・無	[有の場合] 資本金等の出資金		円
	設立年月	年 月	従業員、組合員又は会員数		名
業許可取得 状況	有・無	[有の場合、名称、許可・登録年月日等を記載のこと。]			
補助事業の実施地	[2か所以上に分かれるときは、全て記載し、主たる実施地を明らかにすること。]				
他からの協力者 又は指導者	[製造販売業者、病院等協力者及び指導者を記載のこと。]				
補助事業の内容 (概要)	[補助事業の概要について記載し、詳細は別紙2に記載のこと。]				
他の補助等の 実績/申請状況	過去の実績	有・無	[有の場合、名称、交付者、金額、交付年月日等を記載のこと。]		
	今年度申請	有・無	[現在申請中又は申請予定の補助金等について記載のこと。]		
補助事業の日程	開始予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日 (補助事業は交付決定以後に開始し、原則として交付決定年度の2月末日までに完了させること(研究開発支援事業で複数年度にまたがる事業を除く))				
補助対象事業に 要する経費					円
補助金交付 申請額					円

同じ色の項目欄には  
同じ金額が入る  
※次のスライドを  
含め4か所ずつ

注：用紙は A4 とし、枚数に制限はありません。  
 なお、左は 15mm 以上空けること。

別紙 2

補助事業内容説明書

(9) 補助事業の日程（補助対象期間を 2 年とする場合は、年度ごとに記載すること）

実施項目	(4)	(5)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	(3)

4 補助事業予算明細票

イ 資金調達内訳

区分	金額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金 (注 1)		
その他		
補助事業費の総額 (注 2)		

同じ色の項目欄には  
 同じ金額が入る  
 ※前のスライドを含め  
 4 か所ずつ

ロ 資金支出内訳

経費区分 (注 5)	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業 に要する 経費 (円) (注 3)	補助対象 経費 (円) (注 4)	補助金交付申請額 (円)	備考
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
合計						(注 2)	(注 1)		

(注 1) 「イ 資金調達内訳」の「補助金」は、「ロ 資金支出内訳」の「補助金交付申請額」の合計と一致する (千円未満切り捨て)。また、「補助金」は各補助事業の上限額以内で、かつ「補助対象経費」に補助率 3 分の 2 を乗じた金額以内とすること。

(注 2) 「イ 資金調達内訳」の「補助事業費の総額」は、「ロ 資金支出内訳」の「補助事業に要する経費」の合計額と一致する。

(注 3) 「補助事業に要する経費」とは、補助事業を行うために必要な経費で、「数量」に「単価」を乗じた金額で消費税を含む額。

(注 4) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費のことで消費税を控除した金額。

(注 5) 経費区分は別表「補助対象経費区分(\*)」により記入すること。

(\*) 補助対象経費区分中、「機械装置・工具器具費」については、購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕の別を備考欄に記入すること。また、機械装置及び工具器具等を自家製造する場合は、木型、鋳物、鋼材等を「原材料・消耗品費」に計上すること。

「専門家謝金・旅費」については、種別に専門家の氏名と謝金・旅費の区分を記入すること。また、仕様には主な旅行手段 (電車・飛行機等) と出発地、目的地を記入すること。

「その他」については、特に知事が必要と認める経費のみが補助対象となる。

経費区分 (注5)	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円) (注3)	補助対象 経費 (円) (注4)	補助金交付 申請額 (円)	備考
原材料・消 耗品費	〇〇基盤	〇〇型	個	100	5,500	550,000	500,000		〇〇社
	××材	×型	m	10	88,000	880,000	800,000		〇〇社
	B材		kg	1,000	1,320	1,320,000	1,200,000		▲▲社
	C材		kg	1,000	660	660,000	600,000		▲▲社
	計					3,410,000	3,100,000		
機械装置・ 工具器具費	分析装置	〇形式	月	10	102,300	1,023,000	930,000		リース ●△社
	加工機	〇型	式	1	2,640,000	2,640,000	2,400,000		購入 △〇社
	金型	〇型	式	1	2,200,000	2,200,000	2,000,000		購入 △〇社
	計					5,863,000	5,330,000		
委託・外注 加工費	〇〇性能 評価試験		式	1	605,000	605,000	550,000		〇〇研究所
	加工機加工		式	1	330,000	330,000	300,000		〇〇社
	計					935,000	850,000		
専門家謝 金・旅費	〇〇 〇〇	試技評価	回	3	55,000	165,000	150,000		〇〇大学附属 病院 医師
	〇〇 〇〇 (旅費)	鉄道(津田沼 ⇄幕張)	往復	3	330	990	900		IC料金
	計					165,990	150,900		
事務費	通信運搬費		回	5	2,200	11,000	10,000		
	計					11,000	10,000		
賃金	パート		時間	132	1,250	165,000	165,000		
	計					165,000	165,000		2名分
産業財産権 等関連経費	出願費用		件	1	440,000	440,000	400,000		
	計					440,000	400,000		
その他						0	0		
	計					0	0		
合計						10,989,990	10,005,900	6,670,000	

1. 補助事業に要する経費の合計額  
(税込) を算出  
→補助事業に要する経費①

2. ①の金額から消費税等を除く  
→補助対象経費②

3. ②の金額に2/3を乗じ、1,000円未  
満を切り捨てる  
→補助金交付申請額③

補助金交付申請額の上限

研究・製品開発補助：1,000万円

試験・承認補助：100万円

1 2 3

補助金交付申請額は合計額の部分のみ記入

# その他、申請書作成における注意事項

別紙 1

## 補助事業計画書

補助事業名					
事業の種類 [いずれかに丸印]	1. 研究・製品開発補助事業 2. 臨床試用、性能評価、薬事審査、承認補助事業				
申請者	商号又は名称				
	代表者				
	所在地		電話		
	主担当者		電話		
	法人格	有・無	[有の場合] 資本金等の出資金		円
	設立年月	年 月	従業員、組合員又は会員数		名
	業許可取得 状況	有・無	[有の場合、名称、許可・登録年月日等を記載のこと。]		
補助事業の実施地	[2 か所以上に分かれるときは、全て記載し、主たる実施地を明らかにすること。]				
他からの協力者 又は指導者	[製造販売業者、病院等協力者及び指導者を記載のこと。]				
補助事業の内容 (概要)	[補助事業の概要について記載し、詳細は別紙2に記載のこと。]				

主たる事業の実施地は千葉県内

研究・製品開発補助の場合は  
製造販売業者等との連携が必須  
必ず記載

## 4 オンラインによる申請について

---

- ちば電子申請サービス【千葉県】を使用したオンライン申請が可能
- 千葉県ホームページの掲載下記のURLまたはちば電子申請サービスの手続き一覧から「令和7年度千葉県医療機器等開発支援補助事業」を検索  
ちば電子申請サービス  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=41649](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41649)
- 様式は事前にダウンロードを行い、書類の準備をしてお申込み
- 電子メールのみの提出ではオンライン申請とは認められない



ホーム

くらし・福祉・健康

教育・文化・スポーツ

しごと・産業・観光

環境・まちづくり

県政情報・統計

防災・安全・安心

サイト内検索

検索

## 健康・医療ものづくり産業支援

- > [【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について](#)
- > [千葉県医療機器等開発支援補助事業の交付決定状況について](#)
- > [医療機器の専門家派遣のご案内](#)
- > [ちばメディカルネットワークの設置](#)
- > [ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議の運営](#)
- > [イベントのお知らせ（健康・医療ものづくり産業支援）](#)

[ホーム](#) > [しごと・産業・観光](#) > [商工業](#) > [中小企業・産業振興政策](#) > [中小企業に対する支援策](#) > [健康・医療ものづくり産業支援](#) > **【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について**



更新日：令和6(2024)年3月13日

ページ番号：343808

## 【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について

千葉県内ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進するため、製造販売業者等と連携して行う健康医療ものづくり製品の研究・製品開発等に対する経費の一部について助成します。

### 募集案内（チラシ）

- [PDF 千葉県医療機器等開発支援補助事業チラシ（PDF：305.6KB）](#)

### 補助対象事業・補助限度額

1. 研究・製品開発補助  
製造販売業者等と連携した健康医療ものづくり製品（医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等）の研究・製品開発を行う事業  
1件につき最大1,000万円、2年以内（交付決定は単年度ごとに実施）
2. 試験・承認補助  
健康医療ものづくり製品の臨床試用・性能評価を行う事業並びに業事審査及び承認・認証に要する費用（販売開始後の販売促進を目的とした性能評価は除く）  
1件につき最大100万円、1年以内

下にスクロール

## 応募方法及び提出部数

---

以下の1、2のいずれかの方法により応募してください。

### 1. 持参または郵送による申請（郵送の場合は期間内必着）

正本1部、副本7部（副本は複写可）

※応募書類に示した1から4及び6の書類については、別途電子データをCD-R等で同封するか次のメールアドレスへ提出してください。なお、メールで提出する場合は、メール1通あたりの容量が7.1MB以上のメールは受け取れませんのでご了承ください。

メール送付先：sangyo-b（アットマーク）mz.pref.chiba.lg.jp

※（アットマーク）を@に変更して送信してください。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、上記の電子メールアドレスへの広告・宣伝メールの送信を拒否いたします。

### 2. オンラインによる申請（ちば電子申請サービスによる申請）

正本1部（電子データでの提出）

[ちば電子申請サービスよりお申込みください。](#)  **クリック**

※メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。必ず「ちば電子申請サービス」により申請してください。

※システムエラー等の理由で申請期限に間に合わない場合は、必ず申請期間内に連絡をしてください。



## 予約手続き

[🔍 手続き選択をする](#)[✉️ メールアドレスの確認](#)[✎ 内容を入力する](#)[📄 予約をする](#)

## 手続き説明

⚠️ 申込期間ではありません。

**※申請は必ず4/1（月）午前9時以降に行ってください**

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業
説明	千葉県の健康・医療分野の産業の活性化を図るため、県内中小企業が取り組む健康医療ものづくり製品への「研究・製品開発」「試験・承認」に係る経費の一部を補助します。 申請は令和6年4月1日午前9時からです。それ以前の申請は全て無効となります。
受付時期	2024年3月25日9時00分～2024年4月19日17時00分



# ちは電子申請サービス【千葉県】

## プレビュー 令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業

令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業

### 申請者 **必須**

個人の場合は、氏名を選択して入力してください。  
法人の場合は、法人名を選択して法人の名称と代表者の氏名を入力してください。

氏：  名：

法人名：

### 郵便番号（半角数字） **必須**

法人の場合は、主たる事務所の所在地を入力してください。

郵便番号

### 住所 **必須**

法人の場合は、主たる事務所の所在地を入力してください。

住所

### 電話番号（半角数字） **必須**

担当者の白用連絡の取れる固定電話又は携帯電話の番号を入力してください。  
(例) 012-345-6789

電話番号

### 連絡先メールアドレス **必須**

担当者の連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

### 補助対象事業を選択してください。 **必須**

- 研究・製品開発補助【上限1,000万円】：
  - 製造販売業者等と連携した健康改善等のづくり製品の開発・製品開発
- 試験・承認補助【上限100万円】：
  - 健康改善等のづくり製品の臨床試験、性能評価、実証試験及び承認・認証

- 研究・製品開発補助（1年目事業、2年目事業）  
 試験・承認補助

### 千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書（第1号様式） **必須**

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

### 補助事業計画書（別紙1） **必須**

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

### 補助事業内容説明書（別紙2） **必須**

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

### 補助事業内容補足資料（様式自由、任意）

補助事業内容説明書（別紙2）に補足資料があれば添付してください。

### 補助金交付先企業等の株主一覧表（別紙3） **必須**

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

### 補助金交付先企業等の誓約書（第2号様式） **必須**

本人（法人その他の団体において代表者）が署名又は押印した誓約書をデータ化したファイルを送付してください。

※署名又は押印した誓約書の原本は申請者自身で保管してください。  
※本人（法人その他の団体において代表者）が署名を作成する場合、押印は不要です。その場合、本人確認書類の写し（運転免許証等）を併せて送付してください。

### 役員等名簿（第3号様式） **必須**

簿記、Excelファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

### 会社の登記簿謄本（全部事項証明書） **必須**

※令和6年1月1日以後発行のものを送付してください。  
※個人事業主の場合は、開業届の写しを送付してください（個人番号はマスキングしてください）。

ファイルが選択されていません

### 会社の定款の写し又は規約（個人事業主の場合は不要）

※前年度に2年事業として採択を受け、今年度が2年目となる事業者の場合、前年度の定款時と変更がなければ省略可能です。

ファイルが選択されていません

### 過去2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等） **必須**

※個人事業主の場合は、税務申告書（青色申告決算書：P1損益計算書、P2内訳、P4貸借対照表）を送付してください。

### 製造販売業者等の資格を証する書類の写し（該当する場合のみ）

医薬品製造販売業の許可・医療機器製造業の登録等があれば、許可証・登録証等の写しを送付してください。

### 会社案内、製品等のパンフレット

※前年度に2年事業として採択を受け、今年度が2年目となる事業者の場合、前年度の応募時と変更がなければ省略可能です。

### その他

その他申請に必要な書類があれば送付してください。

※実際の申請画面のサンプルです。  
画面の指示に従い、入力・ファイルの添付をお願いいたします。

# オンライン申請時の注意事項

- 電子申請の場合も、誓約書（第2号様式）には押印または署名が必要
- 記載後、印刷し、署名または押印を行ったものをPDFや画像ファイルとして添付

第2号様式（第5条関係）例

## 誓約書

令和●●年●●月●●日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所 （法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

〒○○○-○○○  
千葉県○○市○○～

氏 名 （法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

株式会社○○○  
代表取締役社長 ○○ ○○

(署名) 千葉 太郎



(押印)

補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業

# オンライン申請時の注意事項

---

- 申込時に発行される「整理番号」及び「パスワード」は大切に保存
- 申込完了通知メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが間違っている可能性があり→担当課（千葉県産業振興課）までお問い合わせ
- オンラインの場合も申請の締め切りは**令和7年4月18日（金）午後5時**  
システムエラー等で申請が遅れる場合は、必ず締め切り前に連絡
- ファイルの数や容量によっては一度に全ての書類を添付できない場合あり  
→担当課（千葉県産業振興課）までお問い合わせ

# 問い合わせ先

---

千葉県商工労働部産業振興課 ライフサイエンス産業振興室

電話：043-223-2778

email：[sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp)